ＪＡバンク優遇プログラム規定の一部改正について

【改正理由】

・得点対象取引に「個人ネットバンク」（50 点）を追加し、対象を拡大するものです。令和７年３月２５日からのステージ適用に反映します。

変更後

１　内容　　省略
２　対象　　省略
３　開始時期　　省略
４　得点・ステージ
（１）（２）　　省略
（３）得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。
ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。（振込金額５万円以上）	50
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50
ＪＡカード利用	一定期間内にＪＡカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	50
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	100
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 10 点ずつ付与します）。	10～500（上限 500）
各種貸出金	当組合所定の貸出金残高があること。（延滞除く）	50
共済掛金支払	共済掛金の支払があること。（支払１種類毎/最大３種類まで）	20～60（上限 60）
個人ネットバンク	判定月の月末時点でＪＡ個人ネットバンク（ブラウザ版・アプリ版共通）をご契約いただいていること。	50

変更前

１　内容　　省略
２　対象　　省略
３　開始時期　　省略
４　得点・ステージ
（１）（２）　　省略
（３）得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。
ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られていること。（振込金額５万円以上）	50
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	50
ＪＡカード利用	一定期間内にＪＡカードの利用代金または年会費が当組合の口座から自動支払されていること。	50
正組合員資格	月末時点で当組合の正組合員資格をお持ちであること。	100
准組合員資格・正組合員家族	月末時点で当組合の准組合員資格をお持ちであること。または当組合の正組合員の同居家族であること。	50
貯金残高	当組合所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高 10 万円以上お持ちであること（10 万円毎に 10 点ずつ付与します）。	10～500（上限 500）
各種貸出金	当組合所定の貸出金残高があること。（延滞除く）	50
共済掛金支払	共済掛金の支払があること。（支払１種類毎/最大３種類まで）	20～60（上限 60）
（追加）	（追加）	（追加）

（４）（５）　　省略 ５　優遇 （１）（２）（３）　省略 ６　本支店間の得点引継ぎ　省略 ７　変更・終了 （１）（２）　　省略 ８　免責事項　　省略 令和７年３月１０日現在	（４）（５）　　省略 ５　優遇 （１）（２）（３）　省略 ６　本支店間の得点引継ぎ　省略 ７　変更・終了 （１）（２）　　省略 ８　免責事項　　省略 令和６年８月５日現在